

**横須賀市立地適正化計画見直し及び地域公共交通計画策定支援業務委託  
プロポーザル募集要領**

**1. 目的**

本市では、平成 30 年度に策定し令和 4 年度に改定した立地適正化計画の見直しと地域公共交通計画の新規策定を 2 か年で行います。

この募集要領は、立地適正化計画見直し及び地域公共交通計画策定支援業務の契約候補者を公募型プロポーザルにて選考するにあたり必要な事項を定めたものです。

**2. 事務局**

本業務に係る担当は、下記のとおりです。

横須賀市都市部都市計画課

住所 : 〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

電話 : 046-822-8305

メール : [cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp)

**3. 業務委託の概要**

(1) 業務名称

1. 横須賀市立地適正化計画見直し支援業務委託
2. 横須賀市地域公共交通計画策定支援業務委託

(2) 業務内容について

1. 「立地適正化計画見直し支援業務 仕様書」(別紙 1) のとおり
2. 「地域公共交通計画策定支援業務 仕様書」(別紙 2) のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日(月)まで

※ 立地適正化計画の見直し及び地域公共交通計画の策定支援業務は令和 9 年度末(予定)までに行うものであるが、本業務は令和 8 年度履行期日までを履行期間としている。

※ 令和 9 年度の委託契約については、令和 8 年度の業務の履行が適正に行われたか確認した上で決定します。

※ 令和 9 年度に随意契約を行う場合は、本プロポーザルにおいて提出する見積金額を適用します。

※ 横須賀市議会において当該予算が議決された場合に、契約を行うものとします。

(4) 予定価格（上限価格）

	令和 8 年度	令和 9 年度
立地適正化計画見直し支援事業	6,699,000 円（消費税込み）	4,125,000 円（消費税込み）
地域公共交通計画策定支援業務	8,052,000 円（消費税込み）	5,093,000 円（消費税込み）

本業務の履行にかかるすべての経費を含むものとし、この金額を超える見積書を提示した場合は失格とします。

#### 4. 参加資格要件等

参加者は、次の事項をすべて満たすことを条件とします。なお、共同企業体（以下「JV」という。）による共同提案を認めます。JV で参加する場合は代表者を定め、代表者が本プロポーザルに関する一切の手続（申請・質疑・提出・契約手続等）を行うものとします。なお、本市と締結する契約の当事者は JV とします。

(1) 横須賀市競争入札参加資格者名簿（かながわ電子入札システム）において、次の登録があること。

- ・ 業種：コンサル
- ・ 営業種目：都市計画及び地方計画

(2) 次の同種業務について、令和 2 年 4 月 1 日以降に地方公共団体が発注した契約を元請として締結し完了した実績を 1 件以上有すること。

ア 同種業務：本業務と同等の計画規模・内容を有する業務として、「立地適正化計画に関する計画策定業務」及び「地域公共交通計画に関する計画策定業務」を指す。対象自治体の規模は人口 20 万人～50 万人を想定する。

イ 実績内容：受託事業件名、発注者、業務概要、履行場所、契約期間を明記。

ウ JV の実績がある場合は、(2)イに加えて、「代表/構成員の区分」、「担当範囲」を明記。

(3) 各仕様書（別紙 1、別紙 2）に示す業務を履行する能力を有すること。

## 5. 全体スケジュール

内 容 (方 法)	期 間 ・ 期 日	提 出 物
募集要領の掲出 (都市計画課ホームページ)	令和8年3月16日(月)15:00から 概ね4か月	
質問受付期間	令和8年3月16日(月)15:00から 令和8年4月6日(月)17:00まで	(様式5)
質問に対する回答(個別回答)	令和8年3月16日(月)15:00から 令和8年4月7日(火)16:00まで	
質問回答の公開(一括公開) (都市計画課ホームページ)	令和8年4月7日(火)17:00から 概ね3か月	
参加申込書等の提出期間	令和8年4月6日(月)10:00から 令和8年4月16日(木)17:00まで	(様式1、2)
参加者の資格審査及び結果通知期間	令和8年4月6日(月)10:00から 令和8年4月17日(金)17:00まで	
企画提案書の提出	令和8年4月20日(月)10:00から 令和8年5月12日(火)17:00まで	(様式3、4)
プレゼンテーションの実施	令和8年5月14日(木)、 令和8年5月15日(金)	
契約候補者の決定通知 (電子メール及び郵送)	令和8年5月18日(月)	
選考結果の公表 (都市計画課ホームページ)	契約候補者の決定通知から 概ね3か月	
契約	契約候補者決定通知到達後、事務局の 準備が整い次第、速やかに契約すること	

## 6. 質問及び回答

### (1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問については、質問書(様式5)を電子メールに添付し事務局宛てに送信した上で、電話で市が受信したことを確認してください。

### (2) 受付期間

令和8年3月16日(月)15:00から令和8年4月6日(月)17:00まで

### (3) 回答期間

令和8年3月16日(月)15:00から令和8年4月7日(火)16:00まで

### (4) 回答方法及び公表

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式5)に記載されたメールアドレスあてに電子メールを受信した日から原則として3営業日以内に回答します。また、すべての質問内容及び回答の公開は以下のとおりホームページへ掲載します。ただし、事業者が特定できるような内容については非公開とする場合があります。

質問内容及び回答掲載日: 令和8年4月7日(火)17:00から

横須賀市都市計画課ホームページ:

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4805/tokei/index.html>

### (5) その他

- ・指定の様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は受け付けません。
- ・質問書の内容について不明な点等がある場合には、質問者に対して事務局から電話等で確認を行うことがあります。
- ・質問の内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。

## 7. 参加申込書等の提出

### (1) 提出書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・業務実績書(様式2)
- ・4.参加資格(2)に記載の業務実績の契約書の写し及び業務内容がわかるものをPDF形式で添付すること。

### (2) 提出期間

令和8年4月6日(月)10:00から令和8年4月16日(木)17:00まで

### (3) 提出方法

上記(1)の提出書類を電子メールで送付してください。

### (4) 留意事項

- ・参加申込書の提出をもって、募集要領の記載内容に同意したものとみなします。

## 8. 参加者の資格要件審査及び結果通知

参加申込書を提出した者には、求められる参加資格要件を満たしているか否かを確認し、参加申込書に記載されたメールアドレスあてに審査結果等を電子メールで回答します。(令和8年4月6日(月)から令和8年4月17日(金)まで)

## 9. 参加辞退

本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに参加辞退届(様式6)を電子メールで送付してください。

## 10. 企画提案書の提出

### (1) 企画提案書 提出書類

ア プロポーザル総括表(様式3)

イ 企画提案書(様式4)

- ① 業務実施体制・工程(2か年のもの)
- ② 本市における立地適正化通計画策定における基本的な考え方について
- ③ 本市における地域公共交通計画策定における基本的な考え方について
- ④ 両計画の連携・一体的推進に関する提案内容

ウ 同種業務実績書(様式自由)

- ・参加希望者の令和2年度以降令和7年度末までに実施した、地方公共団体から発注された下記の同種業務の受託実績。
- ・同種業務：本市と同等規模(人口20万人～50万人)以上の自治体を対象とした「立地適正化計画に関する計画策定業務」及び「地域公共交通計画に関する計画策定業務」に係る業務。
- ・最大5件までで実績を証明する契約書の写しを添付すること。

エ 本業務の実施担当者(管理技術者のみ)の同種業務の実績書(様式自由)

- ・本業務の実施担当者の令和2年度以降令和7年度末までに完了した、地方公共団体から発注された下記の同種業務を管理技術者もしくは担当技術者として従事した実績。
- ・同種業務：本市と同等規模(人口20万人～50万人)以上の自治体を対象とした「立地適正化計画に関する計画策定業務」及び「地域公共交通計画に関する計画策定業務」に係る業務。
- ・最大5件までで管理技術者もしくは担当技術者としての実績を証明する書類を添付すること。

オ 本業務の実施担当者の保有資格

- ・本業務の実施担当者の保有する資格を証する書類を添付すること。

※ JVで参加する場合の取扱い

ア JVの全構成員が上記実績を有する必要はないが、代表者は上記の同種業務実績を必ず有すること。

イ 主要担当者（管理技術者、実務責任者等）については、当該実績または同等の実務経験を有すること。

カ 見積書(様式7)

キ プレゼンテーションで使用するパワーポイント等のデータ

(2) 提出方法

上記(1)の提出書類を電子メールで送付してください。

(3) 提出期間

令和8年4月20日(月)10:00から令和8年5月12日(火)17:00まで

(4) 複数提案の制限

1事業者が本業務に対して複数の提案をすることは認めません。

(5) 留意事項

- ・電子メールは1通につき10メガバイトを超えないようにしてください。  
超える場合は分割送付またはオンラインストレージ等を利用して提出してください。その際は、共有リンクをメール本文に明記してください。
- ・提出期限までに提出がない場合には、辞退したものとみなします。
- ・企画提案書の作成に要した費用、報酬等は支払いません。
- ・各様式(10.(1)キを含む)では、指定の場所以外に、会社名、住所、ロゴマーク、参加者を特定できる表示は一切しないでください。
- ・提出された企画提案書等は原則公表しません。

※ ただし、本市の情報公開条例（平成13年条例第4号）に基づく公文書公開請求の対象となりますので、公文書公開請求があった場合には、第3者保護に関する手続きを行った上で諾否を決定します。

## 1 1. プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるためにプレゼンテーションを実施します。

### (1) 実施日時

令和8年5月14日(木)、15日(金)

(詳細な日時については、各提案者へ事前通知します)

### (2) 実施場所

神奈川県横須賀市小川町11番地 横須賀市役所

(詳細な会場については、上記事前通知の際にお知らせします)

### (3) 時間配分

概ね55分

(準備5分、プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分、片付け5分を予定)

### (4) 出席者

1事業者につき、3名以内

※ JVの場合は、6名以内

### (5) プレゼンテーションの実施方法

- ・プレゼンテーションは非公開で行います。
- ・事業者は、選考委員に対して本市の指定した時刻から順次個別に提出した企画提案書の提案内容について解説します。なお、企画提案項目のすべてについて解説する必要はないため、実施時間を考慮して行って下さい。
- ・選考委員は、提案者の提案について、質疑を行います。
- ・提案者は、選考委員からの質疑に対し、回答を行います。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、本業務の管理技術者もしくは主となり検討を進める担当技術者が行ってください。

### (6) 留意事項

- ・プレゼンテーションでの発言内容は録音させていただきます。
- ・災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時間に遅れた場合は、失格とします。
- ・大型モニター、HDMI ケーブル、電源は本市が用意しますが、その他の機器については、提案者が用意してください。
- ・当日のプレゼンテーションでは、事前提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションしないものとします。
- ・プレゼンテーションで使用する資料等では、会社名、住所、ロゴマーク、参加者を特定できる表示は一切しないでください。

## 12. 選考方法について

### (1) 選考（企画提案の審査）

#### ① 審査基準

選考委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価項目ごとに評価し、次の評価基準に基づき採点します。

#### ア 企画提案書等に対する評価(95点)

審査項目	評価内容	評価点数
業務実施体制・工程	本業務に精通した担当者が配置され、十分な人員で体制が確立されていること。また、着実かつ円滑に進行できる工程であること。	5点
横須賀市における立地適正化計画策定における基本的な考え方について	下記の3点についての基本的な考え方が示されていること。 ①都市のスポンジ化に対して、居住誘導区域の内、その他の商業地や工業地における低未利用地等の将来的オープンスペースの利活用方法について ②「都市と環境」*というテーマで立地適正化計画を捉えた場合の見直し提案について ③上記(①・②)を踏まえた居住誘導区域、都市機能誘導区域及び都市機能誘導施設の見直し方針について	30点
横須賀市における地域公共交通計画策定における基本的な考え方について	既存の交通インフラの活用方法、新たな交通サービスの導入可能性、持続可能な運営モデルの提案など、横須賀市にふさわしい公共交通計画の基本理念と方向性が明確に提示されていること。また、貸与可能なデータ*から、公共交通の現況や分析が視覚的にわかりやすく可視化され、次期計画等へのアップデート方針が示されていること。	30点
両計画の連携・一体的推進に関する提案内容	両計画の整合性*を確保し、コンパクトプラスネットワークのまちづくりの形成に向けて一体的かつ連携した計画策定の枠組みや調整手法を具体的に示していること。昨今の他都市事例などを参考として、本市の課題や社会情勢をふまえ、両計画にどのような特徴を持たせることが望ましいか提案されていること。	30点

\* 「都市と環境」…単に「自然」だけを指す言葉ではなく、都市活動とその周辺の社会・経済・生態系に関わる幅広い課題を含む用語。具体的には、カーボンニュートラル、温室効果ガス削減、気候変動への適応、生物多様性の保全・回復、資源循環（廃棄物・リサイクル・循環型社会）などを包括する。

\* 「貸与可能なデータ」…

(1) 市内路線バス事業者が所有する交通系ICカードデータ

①データの種類：系統別の乗降実績（日時、乗降バス停、運賃種別、定期の有無等）

②期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

(2) 市内コミュニティバス事業者が所有する乗降実績データ（集計データ）

①データの種類：便別、バス停別の乗降実績

②期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

(3) 市内タクシー事業者が所有する輸送実績データ

①データの種類：月別の輸送実績（輸送回数、輸送人数、走行距離、稼働率等）

②期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

(4) 本市の各種計画等のデータ

\* 「両計画の整合性」…立地適正化計画の中長期的な目標・方策と地域公共交通計画の短期的な目標・方策との整理整合を含む。

#### イ 業務実績に対する評価(15点)

審査項目	審査基準	評価点数
会社の業務実績	立地適正化計画及び地域公共交通計画に関する同種業務実績を総合的に判断	5点
本業務の実施担当者の業務実績	立地適正化計画及び地域公共交通計画に関する同種業務実績を総合的に判断	5点
本業務の実施担当者の資格保有状況	本業務の実施担当者の資格保有状況を評価	5点

#### ウ プレゼンテーションに対する評価(10点)

評価項目	評価内容	評価点数
説明力・表現力	プレゼンテーションの分かりやすさ等を評価	5点
コミュニケーション力	質疑に対する回答の的確さ・明確さ等を評価	5点

#### エ 見積書(10点)

評価項目	評価内容	評価点数
見積書	最低提案額/提案額×評価点数（10点） （小数点第2位を四捨五入します）	10点

② 得点の算出方法

選考委員全員の得点を平均した整数（小数点第1位を四捨五入）を、選考委員会による評価得点とします。

③ 選考対象事業者の決定

上記②の得点が65点以上で最も高い事業者を契約候補者とします。選考委員会での得点が65点以上の事業者がなかった場合は、本プロポーザル選考は不調とします。

④ 結果通知

各提案者には、参加申請書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで評価結果を通知します。

・通知内容

契約候補者 : 選定の旨の通知及び打ち合わせ等の連絡

その他の参加者 : 選定外となった旨の通知

### 1.3. 選考結果公表

選考結果は選考が決まり次第、本プロポーザルの結果を都市計画課ホームページで公表します。

① 契約候補者の会社名等を公表します。

② 各参加者の評価点についてもホームページで公表します。

この際、契約候補者以外はA社、B社のように匿名表記をします。

### 1.4. 契約

本プロポーザルにおいて、立地適正化計画見直し及び地域公共交通計画策定支援業務については、契約候補者の選考を一括して実施しますが、それぞれの業務に関する契約は別途に締結するものとします。また、それぞれの契約は、以下の仕様書（別紙1、別紙2）に基づき締結されるものとします。

・立地適正化計画見直し支援業務 仕様書（別紙1）

・地域公共交通計画策定支援業務 仕様書（別紙2）

(1) 令和8年度の契約

選考された事業者は、契約候補者決定通知到達後、事務局の準備が整い次第、速やかに横須賀市と令和8年度の業務委託契約を締結するものとします。

契約の内容については、仕様書のほか提案内容等を特記仕様書に記載し契約候補者と協議を行った上で決定します。

(2) 令和9年度の契約

令和9年度の委託契約については、令和8年度の業務の履行が適切に行われたか確認した上で決定します。

令和9年度の随意契約を行う場合は、10.(1)カの見積金額とします。

横須賀市議会において当該予算が議決された場合に、契約を行うものとします。

## 15. その他留意事項

(1) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。契約候補者については決定通知を取り消します。

- ① 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合を含む）。
- ② 参加申し込みをしたにも関わらず、期限内に提出書類を提出しなかった場合。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ④ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合。
- ⑤ 見積書（様式7）において、予定金額を超える見積もり額を提示した場合。  
また、見積書原本提出の際、10.(1)カと異なる見積金額を提出した場合。
- ⑥ その他、募集要領に違反した場合。

(2) 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類の内容に含まれる著作権は、原則として、参加者に帰属します。
- ② 提出書類は理由のいかんを問わず、返却しません。資料保存期間満了後本市が責任をもってすべて廃棄します。また、本プロポーザル以外には使用しません。
- ③ 提出書類の差し替えや修正は認めません。
- ④ 提出書類は、原則として公開しませんが、本市の情報公開条例に基づき、公開する場合があります。その場合、第三者保護に関する手続きを行った上で諾否を決定します。
- ⑤ 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり、必要な範囲において複製を作成する場合があります。

(3) 費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。

(4) プロポーザルの延期・中止

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。

(5) その他

本要領に記載のない事項については、本市契約規則及び本市入札心得に準じます。